

## 募集要項

### 1. 応募資格等

公募委員に応募することができる者は、次に掲げる要件を満たす者とします。

- ・ 応募時に檀原市に在住し、在勤し、若しくは在学している者又は本市内で事業経営をしている者
- ・ 令和8年4月1日時点の年齢が満15歳以上満29歳以下の者
- ・ 公募委員に選任される日において、本市の他の審議会等の委員に選任されていない者
- ・ 行政機関（本市を含む。）の職員（特別職を含む。）でない者
- ・ 会議に出席できる状態にある者（年2回程度 平日に開催）

### 2. 公募する委員の人数

2名

### 3. 応募期日

令和7年11月14日（金）

### 4. 応募書類

応募申込書

### 5. 応募方法

- ・ 事務局（檀原市こども政策課）へ持参（受付は平日の9～17時）
- ・ 郵送（応募期日までに必着のこと。併せて事務局に郵送した旨の電話を掛けること。）
- ・ 電子メール（メール送信後、誤送信防止のため事務局に受信確認の電話を掛けること。）

### 6. 委員の職務

市長の諮問に応じて、檀原市のこども施策の推進に必要な事項を審議する檀原市こども・子育て会議委員として職務していただきます。

### 7. 委員の任期

令和8年2月1日から令和10年1月31日まで

### 8. 報酬

審議会出席1回につき10,000円（税込み）

### 9. 審議会開催予定回数と予定時期

年2回程度 10月頃、2月頃 開催予定

## 10. 選考方法

公募委員の選考は、橿原市こども・子育て会議こども・若者委員（市民公募委員）選考委員会により2名を選考し市長が委嘱します。選考方法は、こども施策全般について関心が高く、自身の体験等を踏まえ積極的に本市のこども施策について意見を述べて頂くことができるとされる者を応募申込書及び面接により評価します。なお、面接日時は、別途通知します。

## 11. 結果通知

選考結果については、応募者全員に通知します。

## 12. 事務局

〒634-8509

橿原市内膳町1丁目1-60 橿原市分庁舎（ミグラス）2階

橿原市役所こども政策課

電話番号：0744-47-2786

メールアドレス：kodomoseisaku@city.kashihara.nara.jp